

入札進行例（算定例1の場合）

※本進行例は、公告において、「要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は入札者の全てを失格とする。」とした場合の進行例です。

定刻となりましたので、ただいまから、〇〇工事の入札を始めます。
手続きに入る前に出席を確認します。A様、B様、・・・H様、I様
以上、参加申込みいただきました皆様お揃いですので、これより入札手続きを開始します。

入札に先立ちまして、諸注意を申しあげます。

本件は、変動型低入札価格調査制度を適用し、入札は、変動型基準価格以上で予定価格に到達するまで、2回まで行います。2回までの入札で予定価格に到達しない場合は、第2回目の入札で有効な最低価格をご提示いただいた方と、この場において随意契約による見積合わせを、さらに2回を限度に行います。なお、その際には、皆様在室のまま行いますので宜しく願います。

変動型基準価格を下回った場合は失格とし、第1回目の入札で失格の場合は、第2回目の入札には参加できませんのでご注意ください。

また、本件は事後審査型一般競争入札ですので、落札決定は保留となります。

落札候補者となられた方には、本日を含め2日以内に入札参加資格確認申請書を提出していただき、参加資格審査後に落札決定となります。なお、落札決定は、電話等で行います。

参加資格がなかった場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格を算定のうえ、落札候補者を決定します。この場合は、失格の判定についても改めて行います。

以後、同様の手続きとなりますので、ご承知おきください。

入札書あるいは見積書に記載する金額は、消費税抜きの金額としてください。また、第1回目の入札書には、入札金額の内訳の記載が必要となり、空欄がある場合等は無効となりますので、ご注意ください。第2回目の入札時には不要です。

以上ですが、何か質問はありますか。

<< 質 疑 応 答 >>

それでは、第1回目の入札を行いますので、入札書の日付、件名、金額等十分にご確認のうえ、準備の整った方から入札書をご提出ください。

<<開札（変動型基準価格の算定及び落札候補者の確認等）>>

第1回目の入札ですが、変動型基準価格を下回る入札が4者ありましたので先に発表します。

A様の4, 230万円、A様の4, 230万円、B様の4, 310万円、B様の4, 310万円、
C様の4, 390万円、C様の4, 390万円、D様の4, 500万円、D様の4, 500万円です。
この結果A様、B様、C様、D様は失格とします。

それでは、第1回目の入札結果を低い順に3者まで発表します。

E様の4, 624万円、E様の4, 624万円です。

F様の4, 630万円、F様の4, 630万円です。

G様の4, 950万円、G様の4, 950万円です。

この結果ですが、予定価格に到達しており、かつ変動型基準価格以上ですので、本件の落札候補者は、E様とし、落札決定を保留します。

以上で本件の入札を終了します。ありがとうございました。